

## 9 学校給食と食物アレルギーについて

### (1) 学校給食について

- ・給食は、1日の必要栄養量の3分の1が摂れるように栄養価計算をし、提供しています。
- ・給食で使用する食材は国産を優先して選定し、埼玉県産・戸田市産の食材、行事食や旬の食材を使って提供しています。
- ・給食費は、令和7年度から中学校は無償化。  
※なお、令和8年度の実施事業内容により、制度が変更となる場合があります。
- ・病気等で5日以上連続して欠席する場合は、給食を一時停止することができます。  
ただし連絡を受けてから数日を要しますので、5日前までに連絡をお願いします。
- ・給食は、教育の一環として、生徒の望ましい食習慣が身につけられるよう取り組んでいます。
- ・以下につきまして、ご家庭でもぜひ話題にしていただき、ご協力ををお願いいたします。

～ご家庭でもご協力いただきたいこと～

- ・集中して食べる
- ・お箸を正しくもつ
- ・食器を正しく配置する
- ・食事の準備のお手伝いをする
- ・朝食を食べて学校に来る
- ・好き嫌いなく食べる

### (2) 食物アレルギーを有する生徒への対応

- ・食物アレルギーを有する生徒への対応は、生徒の健康に大きく関わるため、「学校生活管理指導表」(医師記入)と「食物アレルギー個別取組プラン」(保護者記入)を提出していただけた方とさせていただきます。
- ・今までに食物アレルギーがあり、医師により管理不要と診断されていない方は給食が始まる前までに個別の面談を実施し、対応を決定させていただきます。
- ・そば、キウイ、いくら、たらこ、ピーナッツ、木の実類・種実類(カカオ、栗、ごま、木の実類・種実類由来の油を除く)は、学校給食では使用しません。
- ・特定の食材を取り除く「除去食」を提供しています。対応食材は加工品を除く卵、乳のみです。対応食材以外にも食物アレルギーを有する場合は除去食の提供ができません。また、除去食は3パターン(卵、乳、卵と乳)の対応とし、個別の容器で配達します。
- ・代わりのものを提供する「代替食」は行っておりません。
- ・食物アレルギーの対応を希望されるご家庭には、資料等でお知らせを毎月配付いたします。
- ・年度途中でも学校生活において食物アレルギー対応が必要となった場合は学校までご連絡ください。

(献立の例)



(行事食の例：七夕)

